

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 1 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24246099

研究課題名(和文) 歴史的都市景観に関するユネスコ勧告をめぐる国内法整備に関する研究

研究課題名(英文) Study on legal and administrative framework improvements in Japan responding to the UNESCO Recommendation on Historic Urban Landscape

研究代表者

西村 幸夫 (Nishimura, Yukio)

東京大学・大学院工学系研究科(工学部)・教授

研究者番号：20159081

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 29,000,000円

研究成果の概要(和文)：2011年ユネスコ勧告によると「歴史的都市景観」は計画対象ではなく、計画手法であり、合意形成や価値づけの手続きと並行した手続きである。また、「歴史的都市景観」を認識するプロセスを都市計画立案のプロセスの中にあらかじめ組み込むことにより、「歴史的都市景観」を計画の中に位置づけることができる。

具体的な方法としては、歴史文化基本構想の中に「歴史的都市景観」を明確に位置付けること、歴史的風致維持向上計画のなかで重点区域として位置づける際に、「歴史的都市景観」の視点からも評価を加えることが必要である。

研究成果の概要(英文)：According to the UNESCO Recommendation(2011), Historic Urban Landscape (HUL) is not a component of cultural heritages, but one of planning approaches. HUL, therefore, can become a important part of urban planning by incorporating HUL evaluation mechanisms into planning process.

HUL should be considered one of major parts in the Historical and Cultural Masterplan and also plays a crucial role for evaluating local heritage in the Plan for the Maintenance and Improvement of Historic Landscape.

研究分野：都市計画と都市景観計画、都市保全計画の融合分野

キーワード：歴史的都市景観 景観法 歴史まちづくり法 ユネスコ 都市景観

1. 研究開始当初の背景

(1) 筆者らの研究グループは、景観法と歴史まちづくり法の計画立案の際に両者を統合すべき計画論の構築に向けこれまで検討を進めてきた。これに一定の目処をつけたところに、2011年11月のユネスコ総会において「歴史的都市景観に関する勧告」が採択されることが確実となってきた、というのが研究開始当初の状況であった。

(2) ユネスコによる都市計画関連の勧告は1976年の歴史地区の保護と今日的役割に関する勧告以来のものであり、ユネスコ加盟各国に法的整備を求めるという意味でその影響は甚大である。

(3) ここでいう「歴史的都市景観」とは、歴史的なスカイラインや眺望景観などを含む概念で、ユネスコの勧告案文において詳細に定義されている。日本の歴史的環境保護法制においてはこうした規制の考え方は存在しないため、新たな対応が求められることになってきた。

2. 研究の目的

(1) 研究の目的はふたつある。第一に、国際社会の中で「歴史的都市景観」保全に向けた動きを明らかにして、そこにおいて論じられる「歴史的都市空間」の内実を明らかにすること。また、諸外国において、この問題に対してどのような対処をしようとしているのかを明らかにすることである。

(2) 第二に、日本において「歴史的都市景観」に関連する法制度をすべて取りあげ、どのような制度を導入すれば、新たに「歴史的都市景観」をコントロールする法制度を組み立てることができるかを明らかにすることである。そのためには、国内法がない現時点においても「歴史的都市景観」およびそれに類似した視点で規制を加えようとしている自治体の先駆的条例等の分析を行う必要がある。

3. 研究の方法

(1) 本研究は3つの研究部門から成っている。すなわち、「歴史的都市景観」の思想を明らかにする国際的視点での研究、「歴史的都市景観」の法的規制に関する研究、そして「歴史的都市景観」の日本の法制度への導入方法に関する研究である。いずれのテーマについても、理論の構築とケース・スタディを補完させ合いながら研究を進めることとなる。

(2) 「歴史的都市景観」の思想を明らかにする国際的視点での研究は、さらに「歴史的都市景観」の概念の生成の歴史に関する研究、「歴史的都市景観」に関する国際的議論の展開に関する研究、ユネスコ勧告の成立

までの詳細な経緯に関する研究、ユネスコ勧告成立後の、各国における受容に関する研究の4つの研究テーマから成っている。主として各種国際会議やユネスコ場で議論されてきた「歴史的都市景観」に関する考え方の全体像を明らかにし、どのように議論が集約され、定義が固められていったかの過程を明らかにすることに主眼が置かれた。

「歴史的都市景観」の法的規制に関する研究は、諸外国における「歴史的都市景観」規制に関連した法規制に関する研究と「歴史的都市景観」の規制に関する法理論に関する研究の2つの研究テーマから成っている。

「歴史的都市景観」の日本の法制度への導入方法に関する研究は、先進自治体による「歴史的都市景観」規制の関連法規に関する研究、現行法制下における「歴史的都市景観」規制導入の可能性およびその方法に関する研究、および地方自治体における行政計画の中に「歴史的都市景観」の視点を導入するための計画論的研究の3つの研究テーマから成っている。

4. 研究成果

(1) 「歴史的都市景観」の思想を明らかにする国際的視点での研究においては、景観を文化的資産と考える思考法の生成の歴史を明らかにし、その中に「歴史的都市景観」の思想を位置づけることを行った。先行する「文化的景観」がひとつの文化遺産のカテゴリーと位置付けられたのに対して、ユネスコ勧告によると「歴史的都市景観」は都市に対するアプローチのあり方であると定義されたことによって、「歴史的都市景観」は計画対象ではなく、計画手法であるということになり、合意形成や価値づけの手続きと並行した手続きであるとされた点が従来の文化遺産の議論とはおおきく異なっている点が明らかにされた。

また、「歴史的都市景観」を認識するプロセスは都市空間の価値を理解し、都市の構造を読解する手順でもあるので、こうした手順を都市計画立案のプロセスの中にあらかじめ組み込むことによって、「歴史的都市景観」の視点を持った計画立案を確実なものとするることができることを提言している。

(2) 「歴史的都市景観」の法的規制に関する研究のうち、諸外国での法的規制の実態研究に関しては、ニューヨーク、マルセイユ、ロンドン、シュツットガルト、フローニンゲン、バルセロナの調査を行い、各都市におけるアプローチの相違が明確に表されることとなった。具体的には、人口増が見込めない都市の定常化の段階にある都市においては、共通の都市像を共有するための施策として「歴史的都市景観」が有効であること、都市再生の施策の一環として「歴史的都市景観」を手掛かりとして合意形成を図ることができること、創造都市の施策においても、創

造の出発点の根拠のひとつとして「歴史的都市景観」が共通して用いられていること、行政のリーダーシップが都市経営施策として重要な役割を果たす時代において、「歴史的都市景観」はリーダーによる合意形成のおおきな手がかりとなり得ること、などを実証的に示すことができた。

これら各都市における「歴史的都市景観」保全のための法規制の概要について、『季刊まちづくり』第41号(平成26年1月号)において大規模な特集を組んで発表した。

(3) 「歴史的都市景観」の日本の法制度への導入方法に関する研究においては、特に景観法と歴史まちづくり法による景観保全整備施策に次なる方向性を示すために、これまで文化財行政の中で着実に実施されてきた伝統的建造物群保存地区の施策を活かしつつ、これと景観法的な施策の統合的な運用の中に「歴史的都市景観」保全の方策の可能性を見いだした。

具体的には、文化庁による歴史文化基本構想の中に「歴史的都市景観」の調査項目を独立して設け、各自治体における歴史と文化の長期的なマスタープランを立案する中で、「歴史的都市景観」を明確に位置付けることが必要であることが明らかとなった。

次いで、特に戦略的に重要な歴史的遺産や景観が残っている地区に関しては、事業法である歴史まちづくり法のもとでの歴史的風致維持向上計画を立案し、同計画のなかで重点区域として位置づける際に、「歴史的都市景観」の視点からも評価を加えることによって、景観保全整備施策の一環として「歴史的都市景観」を活用する方が確定する。

さらに、「歴史的都市景観」的な視点から価値の高い景観に関しては、文化財としての重要文化的景観や重要伝統的建造物群保存地区として選定されることを目指すことによって、価値の永続的な保全を実現することができる点を指摘している。

(4) 以上の研究成果全体をとりまとめ、平成27年9月に『図説 都市空間の構想力』(学芸出版社、東京大学都市デザイン研究室編、183頁)を上梓し、平成29年2月に『都市経営時代のアーバンデザイン』(学芸出版社、西村幸夫編、222頁)を公刊した。また、「歴史的都市景観」のアプローチを含む都市の読解法に関しては、『まちを読み解く』(仮題、朝倉書店、西村幸夫・野澤康編)を今年度中に刊行予定である。両書とも、本研究の共同研究者が執筆を行っている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計42件)

西村幸夫「景観行政のこれまでとこれか

ら『都市問題』第107巻第6号、無、pp54-60、2016

永瀬節治「広川町における「稲むらの火」の遺産と歴史まちづくりへの展望」『和歌山大学防災研究教育センター紀要』第2号、無、pp17-22、2016

遠藤新「サンフランシスコにおける道路の広場化デザインに関する考察 - パークレットとプラザによる人間中心の道路空間の創出」『日本建築学会計画系論文集』vol.81、No.725、有、pp1589-1599、2016

阿部大輔「都市を映し出す公共空間：揺らぐバルセロナ」『建築雑誌』vol.130、No.1676、無、pp22-25、2015

岡村祐、野原卓、田中暁子「建物一斉公開プログラム「オープンハウスロンドン」における住宅公開オーナーの参画動機と役割」『日本建築学会技術報告集』vol.21、No.47、有、pp317-320、2015

中島直人「ニューヨーク州における道路空間の広場化」『都市計画』312巻、無、pp24-27、2014

桑田仁、加藤仁美、中西正彦、杉田早苗、大澤昭彦「日影規制の制度成立の経緯と運用をめぐる展開」『日本都市計画学会論文集』No.49-3、有、pp471-476、2014

宮脇勝「欧州ランドスケープのニューウェイブ、パリ・マセナ地区再開発、リヨン、コンフリユアンス地区、ハンブルグ・ハーフェンシティ」『Landscape Design』no.96、無、pp8-25、2014

鈴木伸治「横浜の都市づくり-引き継がれる都市の構想・計画」『建築雑誌』vol.129、No.1664、無、pp26-27、2014

坂本英之「ドイツにおける都市デザインの今日的課題」『金沢美術工芸大学紀要』58巻、無、pp83-93、2014

中島直人「次々と『広場』を生み出すニューヨークの都市デザイン」『季刊まちづくり』no.41、無、pp48-56、2014

島海基樹「フランスの首都圏整備計画に関する研究 - グラン・パリ構想の背景と展開」『日本建築学会計画系論文集』vol.78、No.692、有、pp2143-2152、2013

岡村祐「広域自治体大ロンドン庁(GLA)による眺望景観保全計画の改訂経緯と運用の動向」『日本都市計画学会論文集』No.48-3、有、pp687-692、2013

西村幸夫「世界遺産条約採択40年を振り返る - 深化しつつある人類と地球の価値」『世界遺産年報2013』No.18、無、pp6-11、2013

島海基樹「フランスに於ける都市計画と都市計画家像の歴史的定義」『都市計画』No.297、無、pp9-13、2012

[学会発表](計14件)

島海基樹「シャンパーニュとブルゴーニュのワイン用葡萄畑の景観保全：世界遺産登録に向けた動向に関する基礎的情報整理」『日

本建築学会大会（関東）』2015.9.4-9.6、東海大学湘南キャンパス（神奈川県平塚市）
Sin-Heng, Wang, Yukio, Nishimura, Aya, Kubota 「Study on the Reuse of the Sugar Railway Network in Chiayi County, Taiwan」
『国際産業遺産保存会議第15回本会議（TICCIH Congress 2012 in Taiwan）』2012.11.4-11.11、台北市（台湾）
西村幸夫「産業遺産の価値付けについて - 九州山口の経験から」『天津文化遺産保護と発展国際学会検討会』2012.4.17、天津市（中国）

〔図書〕（計12件）

西村幸夫、村山元展、西野寿章、河藤佳彦『TOMIOKA 世界遺産会議BOOKLET』上毛新聞社、92、2016
菊池俊夫・村松公明編著、岡村祐、他『文化ツーリズム学』朝倉書店、196、2016
蓑原敬・藤村龍至・中島直人他『ニューヨークの計画志向型都市づくり 東京再生に向けて（中間のまとめ）』森記念財団都市整備研究所、70、2015
五十嵐敬喜、西村幸夫、岩槻邦男、松浦晃一郎『日本の城・再発見 彦根城、松本城、犬山城を世界遺産に』ブックエンド、168、2014
宮脇勝『ランドスケープと都市デザイン - 風景計画のこれから - 』朝倉書店、142、2013

〔その他〕

ホームページ等

<http://ud.t.u-tokyo.ac.jp/ja/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西村 幸夫（NISHIMURA YUKIO）
東京大学・大学院工学系研究科・教授
研究者番号：20159081

(2) 研究分担者

野原 卓（NOHARA TAKU）
横浜国立大学・大学院都市イノベーション研究院・准教授
研究者番号：10361528

永瀬 節治（NAGASE SETSUJI）
和歌山大学・観光学部・准教授
研究者番号：10593452

鳥海 基樹（TORIUMI MOTOKI）
首都大学東京・都市環境科学研究科・准教授
研究者番号：20343395

宮脇 勝（MIYAWAKI MASARU）
名古屋大学・環境学研究科・准教授
研究者番号：30280845

中島 直人（NAKAJIMA NAOTO）
東京大学・大学院工学系研究科・准教授
研究者番号：30345079

遠藤 新（ENDO ARATA）
工学院大学・建築学部・教授
研究者番号：40292891

桑田 仁（KUWATA HITOSHI）
芝浦工業大学・デザイン工学部・教授
研究者番号：50276458

阿部 大輔（ABE DAISUKE）
龍谷大学・政策学部・准教授
研究者番号：50447596

岡村 祐（OKAMURA YU）
首都大学東京・都市環境科学研究科・准教授
研究者番号：60535433

鈴木 伸治（SUZUKI NOBUHARU）
横浜市立大学・都市社会文化研究科・准教授
研究者番号：80272368

坂本 英之（SAKAMOTO HIDEYUKI）
金沢美術工芸大学・美術工芸学部・教授
研究者番号：90275082

(3) 連携研究者

窪田 亜矢（KUBOTA AYA）
東京大学・工学系研究科・特任教授
研究者番号：30323520

黒瀬 武史（KUROSE TAKEFUMI）
九州大学・人間環境学研究院・准教授
研究者番号：50598597